

## 松山観光港ターミナルポータルサイト広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、松山観光港ターミナル株式会社（以下、「当社」という。）が管理・運営するポータルサイトのトップページに掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主（当社ポータルサイトに広告掲載する者をいう。以下同じ。）の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の規格)

第3条 広告掲載に関する規格等は、次の各号によるものとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル 横 234 ピクセル
- (2) ファイル形式 JPEG
- (3) データ容量 100 キロバイト以下
- (4) 画像の ALT 属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角間わず 30 文字以内

### (広告の掲載位置)

第4条 広告は、当社のポータルサイトに掲載するものとし、表示される位置は掲載している広告の中でランダムに切り替えるものとする。

### (広告掲載料)

第5条 広告枠 1 枠あたりの公告の掲載料は、年額 60,000 円とし、これに消費税等相当額を加算するものとする。また、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合は、上記消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとする。

- 2 1 つの枠の分割、複数の枠の統合はできないものとする。
- 3 広告掲載料の支払いに要する費用は、広告主の負担とする。

### (広告の申し込み・審査)

第6条 広告の掲載を希望する広告主は、別紙「松山観光港ターミナルポータルサイト広告掲載申込書」を提出し、当社が審査のうえ決定する。

(広告の禁止表現)

- 第7条 広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与える恐れがあるもの。  
(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
  - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの  
(例)高速(1秒間に2回以上)に点滅、反転、切り替えするイメージ、高速に振動するイメージ、彩度の高い赤の点滅表示、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等
  - (3) 実際には機能しないもの  
(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
  - (4) 個人の氏名の使用
  - (5) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の作成及び提出)

- 第8条 掲載する広告は、広告主が本要領の規定に従い作成するものとする。
- 2 広告作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
  - 3 広告主は、作成した広告を当社が指定する日までに、当社に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

- 第9条 広告主は、契約の期間内において、広告の内容、リンク先等を隨時変更することができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ当社と協議するものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。
  - (2) その他、広告の掲載を継続することが適切でないと判断したとき。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、当社はその賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料があってもこれを返還しないものとする。

(広告の掲載期間)

第 11 条 広告を掲載する期間は、原則 1 年間とする。なお、契約期間満了 2 ヶ月までに双方より契約解除の申し出がない場合、同一の条件で更に 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告及び指定したリンク先のホームページ内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により当社及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附則

この要領は、令和 7 年 12 月 17 日から施行する。